

令和 7 年度 事業計画書

社会福祉法人 熊本市社会福祉協会

目 次

令和7年事業計画（案） 基本方針	P 1
①令和7年度本部事業計画書（案）	P 2 ～ 4
②令和7年度生活困窮者レスキュー事業事業計画書（案）	P 5
③令和7年度熊本乳児院事業計画書（案）	P 6 ～ 10
⑤令和7年度病児・病後児保育事業事業計画書（案）	P 11
④令和7年度妊産婦等生活援助事業事業計画書（案）	P 12 ～ 14
⑦令和7年度里親支援センターアグリ事業計画書（案）	P 15 ～ 18
⑥令和7年度児童家庭支援センターアグリ事業計画書（案）	P 19 ～ 20
⑧令和7年度双葉保育園事業計画書（案）	P 21 ～ 25
⑨令和7年度のぞみ保育園事業計画書（案）	P 26 ～ 30
⑩令和7年度報徳保育園事業計画書（案）	P 31 ～ 35
⑪令和7年度熊本授産場事業計画書（案）	P 36 ～ 39
⑫令和7年度ワークショップ熊本事業計画書（案）	P 40 ～ 42
事務局及び各施設の主要事業計画4月～9月（案）	P 43
事務局及び各施設の主要事業計画10月～3月（案）	P 44

令和 7 年度事業計画（案）

基本方針

令和 6 年度は、我が国では「政治とカネ」問題に端を発した総選挙での与党過半数割れ、異常気象の影響もあり、米、野菜と諸々の物価高騰、米ではトランプ大統領再投による関税問題での日本への景気影響等、超少子、高齢化の真只中にある我が国にパリ五輪での金メダル獲得はあったものの、世相に暗い影を落としました。

さて当法人では前々年度にとりこぼした熊本市里親支援センターに再度挑戦し、見事雪辱を果たし、今後の活躍が大いに期待されることとなりました。令和 7 年度はこれを牽引役として、報徳保育園の建て替えも射程内に入れ、保育園 3 園とワークショップ熊本、熊本授産場と総勢 7 施設のラッキーセブンを法人のリストの合言葉の下に実現していきたい。

1-1 本部（法人全体に関わる事項）

1 運営基本方針

法人においては次のことを取り組む。（１）法人組織を活かした地域における公益的な取り組み、（２）事業運営の透明性の向上、（３）経営組織のガバナンスの強化、（４）財務規律の強化である。

具体的には次のことに取り組む。①職員のワーク・ライフ・バランス実現による職場定着と意識の高揚、②働き方改革が進む中、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保。①では１人１年あたりの５日間年次有給休暇の取得義務付け、残業時間の上限規制、労働時間状況の客観的把握により働きやすい環境整備。②は正職員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規職員（有期雇用職員、パートタイム職員、派遣職員）の間の不合理な待遇さをなくすことに努める。事業運営の透明性の向上の観点から、顧問契約をしている社会保険労務士の意見を踏まえながら昨年度に引き続き検証を含めさらに見直しを行いたい。

「働きやすい職場環境」は、職員のモチベーション向上と職員が「自ら考え創造・行動する力」に繋がり、業務の効率化と新規事業の掘り起こし等法人事業所にとって大事なステップとなる。

ハラスメントは「働きやすい職場環境」としての事業運営に支障を来すことから定期的なアンケート実施およびハラスメント防止のための周知を積極的に図る。

【主な取り組み事項】

- ① 法人正規職員・非常勤職員の業務内容の整理と施設毎の組織体制の見直し、就業規則等に関する変更。

※人権に関わる虐待防止について法人及び各施設単位で管理規程の見直し等を図る。

※職員および新規採用職員に対する就業規則の遵守の研修を行う。

- ② 法人人事異動の定期実施と人事交流
- ③ 福祉及び業務に関わる資格取得の励行支援。（社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネージャー、社会福祉主事等）
- ④ 法人・各施設が虐待研修及び権利擁護について深く学び日常の業務に活かす
当該研修については法人経営の施設種別の枠を超えたものについても取り組む
- ⑤ ヒヤリハットを含むリスクマネジメント、福祉経営等理解の法人内研修
- ⑥ 主任者、上級職員（就労７年以上）、中級職員（３年以上７年未満）、初級職員（１年以上３年未満）、初任者（１年未満）等経験値に応じた職員研修
- ⑦ 施設単位の所属職員の体系的研修
- ⑧ 施設長研修の実施

2 対地域への取り組み

地域社会が抱える潜在的なニーズを把握することは、地域・在宅福祉に貢献する上で法人経営の大きな柱となる。また、第三者評価受審、実習生やボランティアの受け入れ等を通しその意見を聴くことで、法人職員として、自らの「福祉サービス」が、どの様に評価されているか正しく認識しその改善に取り組む。

【地域との主な取り組み】

- ① 「ワイワイ祭」の開催（開催予定日は令和7年7月19日（土）全施設参加）
- ② 令和7年7月26日（土）本荘校区夏祭り（予定） 【法人本部及び関連3施設】
- ③ 各施設、各保育所実施の地域交流事業の更なる拡充
- ④ 本荘校区、春竹校区、向山校区の民生委員会や地域運営会議への参加 【本部】
- ⑤ 地域防災訓練などへの参加によりいつ発生するとも知れない災害に対応できるよう日頃からの地域との連携を図る。

3 I Tの活用による情報公開、ボランティア受け入れ等を通した広報活動

法人及び各施設において、それぞれが発行する機関紙やホームページの活用により各施設が行う公益的な取り組みを積極的に情報公開。また、SNS等を活用し法人内の情報発信の強化。

施設実習、施設見学やボランティア等地域の方々の幅広い受入れと受け入れ体制の充実を図ることは、法人・施設への理解の進展と協力者を得ることに繋がる。

4 全施設の第三者評価の受審を図る

熊本乳児院	自己評価	（受審令和4年度）令和7年度受審予定
熊本授産場	自己評価	（〃 平成27年度）
ワークショップ熊本	自己評価	（〃 平成27年度）
双葉保育園	自己評価	（〃 平成30年度）
のぞみ保育園	自己評価	（〃 平成26年度）
報徳保育園	自己評価	（〃 令和4年度）

※本年度は各施設自己評価の実施

5 苦情解決委員会とリスクマネジメント体制

苦情解決委員会によるヒヤリハット報告を含め法人としてあらゆる危機管理に対するマネジメント体制を強化する。

6 BCP：法人全体で事業継続計画の義務化による策定促進

介護事業所等では令和6年度から施設係・在宅系を問わずBCPの策定が義務化されます。当法人に介護系事業所はありませんが、熊本地震・人吉球磨地域大水害を経験した事実から法人としても令和5年度法人全体としてBCP【事業継続計画】の策定。それをもとに勉強会、研修会を行い、周知徹底を図る。

7 「生計困難者レスキュー事業」（別紙P5）の窓口を法人事務局とする。

8 【全施設の年間主要事業計画（案）は別紙P39～P40】

9 一般事業主行動計画 令和7年4月1日～令和12年3月31日

10 役員、委員等任期

理事、監事 令和5年6月23日～令和7年6月定時評議員会の時まで

評議員 令和3年6月16日～令和7年6月定時評議員会の時まで

評議員選任・解任委員

令和3年6月16日～令和7年6月定時評議員会の時まで

第三者委員 令和6年10月22日～令和8年10月21日まで

1-2 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画（案）

1 運営基本方針（目的）

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方々に対する相談支援活動を実施し、関係機関との十分な連携の中で支援を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐことを目的としている。具体的には経済的困窮により生活必需品や社会的サービスの利用が阻害され、生活保護等の既存制度では即応できない方にその費用等の全部または一部を現物により支援する経済的援助を行う。

2 コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに総合生活相談活動

生計困難者レスキュー事業を実施するために、本会はコミュニティソーシャルワーカー（以下：CSWと記す）の配置に努め、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し課題の解決を図る。配置が困難な場合は、熊本乳児院SW及びアグリSWと連携を図り必要な支援が滞らないように支援を実施する。

3 経済的援助とその有益性

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したCSWは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、CSWからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

熊本乳児院「産前・産後母子支援事業」及び令和3年4月から事業実施の「児童家庭支援センター事業」と本事業はリンクしており、並行して実施することは法人としての地域貢献に繋がる。

4 関連研修会への参加

CSWおよび関係職員は、本事業実施のための相談援助技術の向上を目的に、熊本県社会福祉協議会主催の研修会のほか各種研修会への参加に努める。

- ①コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ②事業実施法人連絡会議
- ③相談援助技術研修会（事例検討会）

5 本事業における心理・ソーシャルワーカーの充実

令和3年度から熊本乳児院において心理・相談業務従事者が充実した。家庭支援専門相談員2名、里親支援専門相談員2名、心理職1名、妊娠SOS熊本相談員4名、児童家庭支援センター3名（心理職1名含）里親支援センター12名（心理職1名含）が配置され心理・ソーシャルワークに関わる職員が配置されており本部と施設間の連携を強化し本レスキュー事業に取り組む。

2-1 熊本乳児院

1 運営基本方針

乳児院はさまざまな理由で入所する乳幼児を養育している。子どもの生命と人権を守り、一人一人の心身の発育、発達を見きわめ、健康と安全に対する十分な配慮、個別的できめ細かい適切な養育が必要になる。また、養育環境として望ましいのは家庭であり、子ども達が健やかに育つためには常に見守り、愛情を注いでくれる家庭が必要である。乳児院では入所児に必要な保護者（家庭）が養育環境を整えられるよう支援する事を責務として家庭との再構築を図る事が求められている。そのような中であって、熊本乳児院では施設の小規模かつ地域分散化に向けたより家庭的な環境で生活できるよう取り組みを図る。

権利擁護の取り組みとして 一、「育ちの保障」：乳児院に入所している子ども達は言葉で表現する事ができない為、養育者は高い倫理性をもって、子どもを主体とした養育環境や愛着関係を確保されなければならないため、子どもたちと遊び、生活を楽しめる雰囲気や余裕がつかれる養育や人的環境の整備を行う。二、「権利侵害の防止」：乳幼児に対する権利侵害の防止を図るために、子どもの権利を擁護できているか常に自ら点検するとともに第三者評価の受審や虐待研修を取り入れて養育者自身の振り返り、スキルアップに努め、子ども達が安心、安全で居心地の良い生活できる場の提供を目指す。

2 養育方法・環境・給食

養育において、乳児院は保護者と離れて毎日の生活の場として過ごす場所であり、乳幼時期は大事な期間であり、ここでの過ごし方が子どもの心の基盤を作る。私たち養育者の言動や関わりが子どもに大きな影響を与えることを意識し、子どもを暖かく受容し、適切な保護と支援を行う必要がある。子どもが安心感と信頼を持って行動できる安心した場所にしている。ユニット制・個別担当制の利点を生かして、特定の養育者（チーム）との連続性を持った一貫した養育を目指し、子どもとの愛着の形成を目指す。また、乳児院には子どもの身体的・生理的および心理的・発達特性に応じた養育が求められる。また、一人一人の発達の差が大きい時期でもあり、それまでの不適切な家庭環境による影響を受けている子どもも少なくない為、一人一人としっかり関わる中で、その子への理解を深め、個々にあった対応を考えていく。生活のリズムを大切にし、生活の流れを安定したものにする。

養育環境として、まず安心・安全な暮らしをするための建物・ユニット居室などの物的環境を整え、事故防止のための安全項目の見直しをしていく。子ども達をとりまく人的環境では、乳児院には保育士、看護師・心理士・社会福祉士・栄養士などの様々な職種がそんざいする強みを生かし、各職種の専門性を生かし多角的な面から関わり、より子への理解を深める。加えて一緒に暮らしていなくとも子どもにとっての大事な家族の存在も忘れず関わる事が求められる。

給食・食育では子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持・増進に必要な食事を供給する。子どもの月齢やアレルギーの有無など、子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、個々に合わせた適切な食事形態に配慮し、誤飲等の事故防止にも努める。また、家庭のような提供をこころがけ、季節、文化、旬の物を取り入れ、食の経験を増やすとともに食事に興味を持ち楽しめるように努める。

3 健康・衛生・安全

集団養育の側面から、コロナ感染症、インフルエンザ、O-157、レジオネラ症等への感染や食中毒、感染性胃腸炎、RS ウイルス等への入所児童の感染症予防対策を実施することは勿論、働く職員の健康維持管理に努める。各種ワクチン接種や予防医学的見地での定期健康診断や腰痛予防、心理的サポートを実施する。これらにより子ども達にとって施設が「安全」で「安心」できる環境であり続け、「より望ましい家庭的環境」であるよう衛生面で常に配慮する。

また、子どもたちの噛み付き、転倒、転落、誤飲等に対する安全配慮と共に、新任職員への研修やヒヤリハット、インシデント報告の振り返り対応対策の実施。子どもたちへの目配り、気配りを徹底しながら、養育者が救急法をできるよう定期的な研修の実施。また、消防署より救急法、救急医療器具の使用にも熟知し、呼吸モニター、15分置きの眠きチェックを行い、SIDS（突然死症候群）予防対策などリスクマネジメントや事故等の発生防止に努める。

4 各種委員会と熊本県養護協議会部会

各委員会において「子どもたちの最善の利益のために」という理念の下に、如何にすれば子どもたちのニーズを充足できるか、子ども視点に立って検討し、日々の養育に折り込むと共に、各職員が専門職としての資質向上を目指しながら各委員会の発展強化を図る。また熊本県養護協議会への参加また、各部会へ役職員を派遣協力する。

- ・ 広報委員会：「熊乳ース」年1回発行の継続実施、インスタグラム SNS の発信
- ・ 保育委員会：「アタッチメント」「ライフストーリーワーク」への継続取り組み
- ・ 医療委員会：療育体制の整備（医療的ケアと教育）。平成30年4月より可能となる障害者総合福祉推進事業の一環である保育所等訪問支援事業を活用し発達支援が必要な幼児への発達支援を実施する。
- ・ 給食委員会：乳児院に入所している子へ家庭に近い食への取り組みを実施。
- ・ 感染症対策委員会：感染拡大予防、医療器具管理
- ・ 衣類委員会：日常衣類の管理のほか個別化への取り組み
- ・ 防犯防災委員会：さまざまな災害を想定した、避難訓練等を実施
- ・ 研修委員会：職員の研修状況の把握および内部研修企画、計画的な研修参加への促し
※Zoom・YouTube を活用した研修（全ての職員が院内研修に参加できる取り組み）
- ・ 権利擁護委員会：「児童に対する適切な関り」と「被措置児童等虐待の防止」
- ・ 衛生委員会：毎月の職場の見回り、産業医による職員のメンタルヘルス、健康診断確認
- ・ 安全対策委員会：ヒヤリハット、インシデント、事故の検討を行い養育の見直しを図る。
- ・ 熊本県養護協議会：熊本県養護協議会の研修委員会への職員派遣。

下部組織にあたる各部会（ケアワーカー部会、相談援助部会、心理部会、事務担当者会、給食担当者会）への参加。

5 地域連携

地域連携として入所している子どもと家族の援助や支援において児童相談所や各こども保健課等との連携、また、ボランティア、保育実習生、ソーシャルワーカー実習生、心理士実習生、里親実習の受け入れを行い、乳児院の理解を務め、開かれた乳児院を目指す。また、乳児院の機能として子育て短期支援事業や子育てに関する啓発活動、地域に根ざせるよう目指す。

法人内の同一敷地内における4施設（児童福祉：熊本乳児院、双葉保育園、障がい者福祉：熊本授産場、ワークショップ熊本）連携による交流を図る。

下記のイ、ロ、ハに示すような継続的な地域連携を積極的に図る。

- イ 地域民生児童委員会等への定期的な出席と会場の提供
- ロ 施設主催の種々行事への案内と地域主催の夏祭り等行事への参加
- ハ 地域包括支援センター（ささえりあ）との連携

6 職員資質

新規採用者に対するオリエンテーションを実施、また、OJTを充実するうえでそれぞれの新人職員にSV担当職員を配置。日々の業務を通して、必要な視点、知識、技術などを計画的に学べるよう実施。また、SVはフィードバックをする中で新人職員の意欲をそぐような指導に気を付け、悩みの解消を行いきめ細やかな指導を行う。

家族再統合・里親委託・日常のケア支援について養育担当者と心理ソーシャルワーカー部門【心理士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、保育士、看護師】との定期的な支援会議の実施、丁寧なアセスメントを踏まえ個別ニーズに合わせた一人一人への支援計画。被虐待児の親への支援と関係機関との連携、子ども自身の自己肯定感・アイデンティティ獲得のための「ライフストーリーワーク」への取り組み等、子どもたちの最善の利益のために何が必要か職員自ら創造的に行動する。また、全職員の養育理念（ケアの在り方）の統一と、専門性獲得のための人材育成の課題にも取り組み「乳児院の研修体系」を意識した研修会への参加と研修内容の共有を強化する。

資格取得等について、社会福祉主事・社会福祉士・公認心理士等資格取得のための組織的支援と医療的なケアを必要とする乳幼児のため看護師の養護協議会看護師連絡部会の活用と医療的専門研修を継続する。

ハラスメントの徹底はもちろんの事、一人一人が意識し口調や行動、態度などを自分自身が振り返りを行い。周囲に不快感や威圧感を与えたり、気を遣わせることが無いよう、働きやすい職場環境を目指す。

7 行事・院外活動

当院公用車・公共交通機関等の活用による一泊旅行体験、いちご狩り、みかん狩り、バス体験等季節に応じた院外活動の充実を図り、子どもたちの個別担当者との愛着形成、情操面、社会性の獲得と向上に努める。

8 防災と避難訓練の実施等

非常災害時（火災、地震、風水害）の対応に備え、職員の防災教育（ガイドライン等の活用）による防災意識の啓発と避難訓練、緊急連絡、消火訓練、夜間想定 of 避難訓練の強化と併せて、法人間で BCP（事業継続計画）連携を図る。災害発生時の各関係機関と連携および「地域」との連携強化を図る。また、不審者等の防犯体制についてもその充実を図る。

9 短期・中期・長期計画

（1）短期計画（令和 7 年度）

◎小規模単位における「可能な限り良好（居心地の良い）な家庭的環境」「可能な限り良好な家庭的環境」とみなされる要件は以下の 6 点とされている。

- ①生活単位は、原則として家庭に近い規模で子どもの人数は最多で 6 人まで、個々のニーズに応じて養育できる専門性をもった養育者が、24 時間を通じて複数で対応。
- ②家庭における養育環境と同様の養育環境。
- ③集団規則によらない個々のニーズに合った丁寧なケア。
- ④養育者が複数となってもケアの在り方が一貫。
- ⑤子どもの権利が保障されている。
- ⑥乳児院におけるケアによって家庭または家庭同様の養育環境での養育へのバトンが可能になれば、その養育環境（里親）に移行する。

◎施設定員の変更

委託可能な里親登録数と養護を必要とする乳幼児児童数とのバランスを注視し児童相談所と協議の下、計画的な検討を進めるが、令和 7 年度は定員算定し暫定定員 28 名となる。ここから施設小規模化として定員を 28 名とする。

◎里親支援センターによる里親制度の普及と里親委託率の進捗状況を見極め更なる定員減に向けた体制作りに取り組む。

◎令和 7 年度、第三者評価の受審

（2）中期計画（令和 8 年度～令和 10 年度）定員減の実施

定員減については「施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画」が熊本市及び厚生労働省に提出してあり小規模化に向けた取り組みが要請されている。熊本市と協議を行う。

- ①子育て短期支援事業
- ②レスパイト事業
- ③病中・病後児保育事業
- ④一時保護専用施設の開設

（2）長期計画（令和 11 年度～）

◎令和 11 年度は都道府県社会的養育計画の最終年度となる。計画の最終取りまとめの年度として 5 年間の取り組みを総括し今後の熊本乳児院の在り方を図る。

- ①ケアニーズが高い子どもの受け入れ

今後、里親への委託が進む中、施設ではよりケアニーズの高い乳幼児の入所受け入れが求められるようになる。特に医療的ケアは重要となることが予想される、看護師は勿論、助産師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語療法士など様々な医療的職種に係る人材確保も検討課題となる。

※令和2年3月6日付厚生労働省より『医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について』が発出されたが、条件をクリアするのに厳しい点もあり、今後はさらに全国乳児福祉協議会と一体となってソーシャルアクションが起こすことが必要となる。

②全体定員の削減及びユニットにおける養育単位の縮小

社会的養育（養護）に係る需要数とそれに対応する供給数【里親】の社会的充足に応じ行政と協議検討し、定員および1ユニットにおける養育人数の削減を図る。最終的には本体施設4ユニット各4人の合計16名での本体施設運営もあり得る。その際の直接処遇職員（養育者）配置人数1ユニット8名以上になることが望ましいと考えている。（養育配置人員割合として職員2：乳幼児1）

③措置児童数の推移とのバランスを考慮しながら本体施設とは別の養育環境として分園型の地域小規模グループケアについての実施も検討が必要⇒乳児院第2院舎の活用。

※長期計画については、熊本市（県）における社会的養育の推進状況の進み方次第で前倒しでの実施もあり得る。

2-2 熊本乳児院サービス区分【病児・病後児保育事業ベビーベアホーム】

1 運営基本方針

保護者の子育てと就労との両立を支援するとともに、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。子どもが病気の際に保護者に代わって子どもを保育するだけでなく、病気にかかっている子どもにとって最も重要な発達のニーズを満たしてあげるために、専門職（保育士・看護師・栄養士等）の連携によって保育と看護を行い、子どもの健康と幸福を守るように努める。

2 事業内容

事前登録時や利用前に利用の仕方について丁寧な説明を行う。また、予約時において子どもの様子を丁寧に聞き取りし、利用時において体温・排泄・食事・睡眠・活動等の様子を観察し、体調変化に留意して無理のない保育を心掛ける。安心して利用してもらえるために、利用時の様子を1日の連絡日誌として保護者へ伝え、必要に応じての相談に応じる。

3 地域連携

嘱託医師との連携を密に行い、事前の診察対応や状態急変時等に指示を仰ぎ、安心・安全な協力体制を図る。また、他の病児保育施設で登録してある場合もあるため、病児保育施設間で利用者の情報交換や提供を行う。

4 職員の質の向上

- ・全国病児保育研究大会への参加。
- ・熊本市病児・病後児事業連絡会への参加。
- ・病児保育の勉強会やマニュアルを通じて常日頃から子どもがかかる疾患の知識を深め、対応できるように努める。

5 健康・衛生

病気の子どもの対象としているので、予約時に丁寧な聞き取りを行い部屋割りをする。また、感染症予防対策のため、利用時には流行している感染症の把握を徹底し、二次感染を起こさないように常に配慮する。

2-3 熊本乳児院 サービス区分【にんしんSOS熊本：妊産婦等生活援助事業】

1 運営基本方針（目的）

令和4年の児童福祉法の一部改正に伴い、家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育などに係る相談・助言、母子で安心して過ごせる居場所の提供、心理士や弁護士への相談支援、また行政や医療機関等への同行・手続き支援、各関係機関との連携等その他必要な支援を一貫して行い、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるようにする。

2 業務内容

（1）【支援計画の策定】

- ・支援対象者の意向を十分に踏まえ、対象者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行う。
- ・支援上の課題、改題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定め、事前に内容を十分に説明し、本人が主体的に取り組めるよう配慮する。

（2）【相談支援】

- ・妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応する。
- ・単に情報提供を行うだけではなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続きの同行支援など対象者のニーズに応じ適切な支援を行う。

（3）【生活支援】

- ・対象者が安心して過ごすことのできる居所を提供し、食事提供および生活に必要な日用品の支給または貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行う。
- ・対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定める。
- ・事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合、民間賃貸住宅等を活用することや、母子生活支援施設等との協力により生活する場を提供する。
- ・対象者が自立した生活を営むことができるよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行う。

（4）【休日・夜間相談対応】

- ・開所日及び開所時間以外に適切に相談支援を行う体制整備。24時間・365日

（5）【心理療法連携支援】

- ・対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理士・臨床心理士と連携。乳児院配置心理士2名、児童家庭支援センター配置心理士1名

（6）【法律相談連携支援】

- ・法律相談が必要な場合には適切に支援できるよう体制を整備。

(7)【通いによる居場所提供】

・精神疾患がある方や不安が高いなど地域の子育て支援サービスは利用できない母子に対し、児と安心して過ごせるよう居場所を提供し、ゆっくりリラックスしてもらえよう支援を行う。家庭生活の中で抱える悩みに寄り添い、育児手技の獲得支援や必要なサービスへお繋ぎし母子を支える。

・2～3か月に1回の頻度でイベント型通所（創作活動、骨盤矯正など）を開催し、育児等について情報交換できる場を提供したり、ひな祭りや端午の節句、花見、夏祭りなど日本の慣例行事を一緒に共有することで母子の孤立を防ぎ、相談しやすい関係の構築を図る。

3 にんしんSOS熊本＝妊産婦等生活援助事業の周知啓発

事業周知にかかるカードおよびチラシを作成し商業施設やコンビニなどに設置を行う。

設置場所：ゆめタウンはまぜんフードコートトイレ個室5か所および赤ちゃん本舗横トイレ個室5か所、ゆめタウン大江トイレ個室5か所、高校・大学が集まる地域のローソントイレ個室、保健科学大学学食内外トイレ2か所、熊本市関係施設等への設置を行う。また、母子手帳交付時にチラシおよびカードを配布してもらい、SNS等を活用した効果的な広報を行う。

4 連携機関

本事業による支援は各関係機関との連携の中でしか実現しないことから、日頃から連携を図ることに努める。主な関係機関は以下の通り。

(1)【行政】

・熊本市妊娠内密相談センター、・こども家庭福祉課、・各区保健こども課、こども家庭センター・児童相談所、法務省熊本保護観察所

(2)【医療機関】

・産科医医療機関：福田病院、熊本大学病院、市民病院、熊本日赤病院、慈恵病院等
精神科医療機関：向陽台病院、県立こころの医療センター等

(3)【民間関係機関】

・母子生活支援施設（はばたきホーム、きらきら星レジデンス）
・訪問看護ステーション（SOWAKA、しろ訪問かんだステーション、ANJEL等）
・NPO法人トナリビト
・社会福祉法人藤崎台童園
・社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

5 職員体制及び研修

(1)【職員体制】

支援コーディネーター	1名
保健師、助産師、看護師のうち何れか	2名（常勤1非常勤1）
母子支援員	1名

※上記4名の配置だけで24時間、365日の相談体制を整えることは困難なことから、夜

勤専任、休日専任職員の配置も行うほか、児童家庭支援センターアグリとの連携を図る。

(2)【研修】

- ・愛着障害や発達障害、精神疾患など周産期メンタルヘルスに関する研修、助産師会や社会福祉士会主催の研修、にんしんSOSに関わる研修会などへの積極的な参加を実施する。
- ・視察研修では、小さな命のドア（兵庫）、大阪市ボ・ドームダイヤモンドルーム（大念仏乳児院）、大阪乳児院予定。全国妊娠SOSネットワーク2025年度「困難を抱える女性への妊娠期からの連携支援研修」予定。

6 留意事項

- ☞妊産婦またはその女性が監護すべき児童について、必要があると認めるときは、本事業の利用勧奨を行う。
- ☞出産後1年を超えても支援が必要な場合には、継続して支援行う。
- ☞生活する場を提供するに当たっては、対象者が未成年の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者へ連絡することにより、対象者の生命及び身体などに危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携協議する。
- ☞乳児院の定員外に枠を設けて実施する。親子支援室 1室、賃貸AP1室
- ☞対象者の居住は問わず必要時は支援を行う。

2-4 熊本乳児院サービス区分【熊本市里親支援センター アグリ】

1. 運営基本方針

目的実現のため、以下の5つの事柄を運営方針の柱とする。

- 委託可能な里親等を開拓し、育成する
- 里親等との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作る
- こどもにとって必要な安定した養育となる（不調を防ぐ）こと
- 委託されているこどもの自立を支援する
- 里親等委託を解除されたこどもへの支援をする

○児童福祉施策について

平成28年以降の児童福祉法の改正や令和5年のこども家庭庁の発足はこどものウェルビーイングの実現に近づけるもので、里親制度は児童福祉施策の一つで社会的養護に含まれ、社会的養護においてもウェルビーイングを意識した取り組みの強化が求められる。

その様な中であって、熊本県社会的養育推進計画進捗状況評価報告書によれば、概ね「目標達成」「前身」とされている。特にこどもの権利擁護、アドボカシーの意識は高まっており、里親支援センターアグリとしても積極的に導入に寄与する。

また、里親委託率の向上は結果として施設におけるこどもたちを取り巻く環境やサービスの質の質も向上させるものであり、社会的養育全体を視野にいれながら、里親委託推進に努める。

○里親制度の現状

フォスタリング機関アグリによる活動時は3年間で7.9%（令和2年度16.2%⇒令和5年度24.1%）の委託率向上を結果として残すことができた。しかし、全国の平均値には及ばず、熊本県の令和6年度の目標値である26.9%への到達も簡単な状況ではないことは熊本県里親委託等推進委員会資料にも示されているとおりである。県域での委託率向上のためには市が毎月開催している「里親委員会」の実施など管轄を超えたシステムの構築が求められる。また、養育里親や特別養子縁組の種別に留まらず、障がい児への理解がある里親、短期のみ受け入れられる里親、緊急時に対応できる里親等を今後はリクルートし養成していくことも必要となる。

2. センター業務の目的

里親支援センターが業務を行うに当たっては児童相談所と連携し、こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、こどもの最善の利益を実現することを広義目的とする。

具体的には、より多くの里親等を開拓し、里親等との確かな信頼関係を基盤に、里親等

の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親等養育を実現し、維持すること、さらに、里親等とこどもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することがないように、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進することで、こどもの最善の利益の追求と実現を図ることを目的とする。

3. 業務体制

(1) 開設時間 祝祭日を除く月曜から金曜日 午前9:00～午後6:00

但し、必要に応じ通常開設時間外においても調整可能とする。

電話受付は24時間365日開設し、緊急時においても対応可能とする。

(2) 職員は原則全員常勤職員とし以下の職員配置を行う。

センター長 1名(必須)

(副センター長 1名再掲)

里親リクルーター 1名(必須)

里親トレーナー 1名(必須)

里親等支援員 1名(必須)+6名(加配)

60世帯を超えて20世帯増えるごとに1名加配することができる。

自立支援員担当員 1名(加配)

心理療法担当員 1名(加配)

4. 業務内容

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

住民の里親制度への理解を深め、里親候補者の獲得を効果的に図るために以下のことに取り組む。

- ・ポスター、リーフレット、ノベルティ、SNS、有料広告の活用
- ・里親フォーラムの開催
- ・高校生や大学生に向けに里親制度や虐待等、社会的養護に関連する周知
- ・新生児、短期里親と明確に示したリクルート
- ・里親登録者が少ない地域での陽だまりカフェ（カフェ＋制度説明＋里親体験談）

○目標登録数

特別養子縁組里親	養育里親	専門里親	新生児等里親※	短期里親
12	12	2	3	3

※新生児等里親：新生児から乳幼児のみ受け入れて頂く里親

(2) 里親等研修・トレーニング業務

○研修期日及び会場について

- ① 開催日 法定研修、法定外研修共に土日祭日を基本とする
更新研修は年に3回実施し、うち1回は平日での開催実施

- ② 会 場 熊本乳児院「地域交流室」
但し、研修の人数及び研修の内容により適切な場所を選択決定する。

○里親の課題把握

里親のアセスメントは児童相談所職員、センター職員、里親支援専門相談員で情報交換会議を実施し、里親の強み、弱みを共有し、里親の選定や支援に活かす。

○里親の種類に応じた効果的な研修の実施

法定研修、法定外研修ともに、養育里親、特別養子縁組里親では抱える課題に生じることもあるため、ニーズに応じた研修の実施に努める。

(3) 里親等委託推進業務

○委託の推進

新規里親の登録数を増やすことは勿論のこと、未委託里親の掘り起こしも重要だと考えている。委託できない理由を里親と共に考え、課題があれば改善を促すことでその後の委託の受け皿となるように支援する。地域の里親支援専門相談員の協力を得て、未委託里親家庭訪問を細やかに実施し、熊本市児童相談所で開催される里親委員会でも、可能な限り最新の未委託里親に関する情報が提供できるよう、生活状況の把握や里親としての意向確認等のアセスメントに努める。

○実親交流、家庭復帰支援

多くのこども達は、根底には親を求めており、面会交流が可能な実親とは交流支援を行う。その調整は、交流後の様子や体調などを里親から聴き取りながら慎重に行う。また、家庭復帰が難しいケースであっても、実親との情緒的な繋がりを維持するための面会交流も行う。実親の住居が遠方で直接会うことが難しい場合はリモートによる面会調整を行う。

家庭復帰、措置変更となった里親の喪失感にも寄り添い、寂しさに共感しつつ、次の委託へのモチベーションを高められるよう支援を行う。

(4) 里親等訪問支援業務

○里親との信頼関係の構築

里親が困った時にすぐに相談できる関係性、こどもの変化に気づくことができる関係性をセンターの里親等支援員と里親、児童それぞれの間で築くことに努める。

○里親等支援員の配置

委託中の里親担当と未委託里親担当を分け、委託児童の支援と未委託里親の訪問にそれぞれ専念できるよう職員を配置する。業務に支障が生じる場合は、児童相談所や里親支援専門相談員の意見を聴きながら柔軟に対応する。

○心理療法担当職員の活用

虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされるこどもに対して、支援員と協働し、

こどもとの面談や里親との面談、生活での様子観察等によるアセスメントを実施する。里親に対し、虐待等がこどもにどのような影響を与えるかということを改めて確認し、こどもの行動への理解促進並びに関係機関との密な連携を図る。

(5) 里親等委託児童自立支援業務

○アフターケア対象者への支援

アフターケア対象者へのスキルの習得には、リービングケアが重要であり、これまで過ごしていた里親家庭を基盤にスキル向上を図る。委託解除後も、孤立しないよう里親家庭やセンターを頼りにいつでも SOS が出せるような関係性の構築に努める。

○こどもの自立にむけての支援

定期的な家庭訪問等をとおして、中学生の頃から自立に向けた意識付けを行う。高校生の時には、具体的な進路を確認し、それに合わせた情報提供や手続きの支援を行う。

(6) 障がい児里親等委託推進

障がいの有無に関係なく、おおくのこども達が家庭的な環境で養育されることが望ましい。むしろ。障がいを抱え、個別的な関わりが求められるからこそ、里親等家庭での養育はこどもの最善の利益の観点から有益である。

○推進するために

障がいを抱える児童を養育する里親等が、孤立し、負担感だけにさいなまれることなく、楽しく養育に向き合えるよう、予め想定できる課題対応のための支援ツールの開拓、ネットワークを構築しておくことが重要である。

例えば以下のような障がい児サービスが想定される。

- ・児童発達支援センターや療育
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問事業等々

○障がい児施設との連携

障がい児施設には里親支援専門相談員は配置されておらず、マッチングや措置変更に関しては里親支援センターとの連携は欠かせない。施設に里親支援センターが訪問し、里親制度の説明を行うなど日頃からの関係性の構築を行う。

2-5 熊本乳児院 サービス区分【熊本市児童家庭支援センターアグリ】

1. 運営基本方針

令和5年4月1日、こども家庭庁の稼働により、子どもと家庭を支援する体制が全国的に強化された。その一環として、令和6年4月1日には、当市の各区役所にも子ども家庭センターが設置され、地域における支援の窓口が拡充された。

これに伴い、各区の子ども家庭センターと当センターの連携が強まり、寄せられる相談も複雑化し、より専門性の高い支援が求められている。こうした状況の中、引き続き子どもの「最善の利益」を第一に考え、家族に寄り添ったサポートを継続・強化していく。

2. 業務内容

業務委託・基本仕様書に基づき以下の業務を行う。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

放課後デイサービスからの相談対応、電話相談困難者へのメール・SNS 対応

(2) 福祉事務所等の求めに応ずる事業

南区をモデルに子ども家庭センター定期訪問を試行、児童支援班・校区保健師と連携

(3) 熊本市児童相談所からの受託による指導

指導委託のペアレントトレーニング、児相心理と連携し家族へ心理アセスメント実施

(4) 里親への支援（施設の里親支援専門相談員、里親支援センターとの協力）

役割分担が必要なケースでは、対応・協働して支援を行う。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

円滑な連携を重視し、CW 不在時や当センターが主体となるケースでは積極的に調整

(6) スーパーバイザーの配置

定期 SV：児童心理治療施設心理師、不定期 SV：福岡女学院大学大迫秀樹教授

(7) 保護者向け虐待防止プログラム

家族へのアセスメント後に問題に合わせたプログラムを作成

(8) 児童相談所の開所時間外における通告・相談対応

24 時間電話対応

各業務は、以下の事に留意して実施する。

- ※ 子どもや家庭に関する課題について、専門的で具体的な対応方法の助言や相談ニーズにあったサービスの紹介を行う。
- ※ 相談者への迅速的対応として訪問と来所、24 時間 365 日電話相談体制を実施する。
- ※ 相談者の負担軽減としてワンストップ対応を心掛ける。

3. 職員の相談・支援等に関する技術向上への取組

- (1) 九州・県内の児童家庭支援センター職員定期連絡会の参加によって質の向上を図る。
- (2) S V 担当職員や学識経験者による S V 体制を構築し、月 1 回のケース検討や、勉強会を実施する。
- (3) 職員の自己研鑽を奨励し、積極的な外部研修会等への参加を奨励する。
- (4) 各種専門的理論や技法を用いた分析や支援方法を実施・提供する。

4. 児童家庭支援センターの周知啓発

- (1) 虐待啓発、各区役所への定期訪問で関係機関や市民への周知啓発。
- (2) 民生委員・主任児童委員や医療機関、放課後デイサービスなどの周知啓発に力を入れる。

5. 児童家庭支援センターの所在を明確にする工夫

- (1) 当法人ホームページや、熊本県・熊本市ホームページ内で所在地の掲示を継続的に行う。
- (2) 各関係機関へリーフレットの設置を依頼、子育てに関する自ら相談窓口として広く周知していく。

3 双葉保育園

1 運営基本方針

近年、SNS やデジタル機器の普及が進み、情報が手軽に入るようになった一方で、子どものスマホ依存や家庭内でのコミュニケーション不足が問題視されている。また、親同士のつながりが希薄になることで子育て家庭が孤立するケースも少なくない。

この様な中で保育園には、子どもと子育て家庭に寄り添い、身近な相談役としてサポートする役割が一層期待されている。

また、国においては、社会全体で幼児期までの子どもの育ちを支える「はじめの100か月の育ちビジョンの実現」を進めている。

これらの状況を踏まえ、三保育園は地域における子育ての重要な拠点であることを再認識し、更なる専門性の向上に努める。

2 保育の目標

「生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育てる」「温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てる」このことを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努力する。

- (1) 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3) 人と人との絆を大切にしながら、そこから人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- (4) 自然及び社会の事象についての興味や関心を育てながら、豊かな感性や思考力の芽生えを培うと共に、生命(いのち)の大切さを知る。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- (6) 様々な体験を通して豊かな心や表現力を育て、創造性の芽生えを培う。
- (7) 主体性を持ちながら遊び、その経験の中から自己肯定感を培っていく。

3 保育の方法

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えることを考慮し、保育士の愛情と知性と技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、つぎの諸事項に留意しつつ実践するものとする。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼

感を持って行動できるようにする。

- (2) 子どもの発達について理解を深め、個々の子どもの発達の特性や課題に配慮して保育する。
- (3) 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。
- (5) 個々の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の集団活動を効果あるものにするように援助する。
- (6) 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮するためにも保育内容の向上と保護者との連携を図る。そのためにも、感染予防に配慮しながら保護者の行事への参加を呼びかける。
- (7) 「子育ては地域から」の合言葉のもと、小・中学生との交流や近隣の専門学校生との交流も図り、園児の発達に資する触れ合いの体験を取り入れる。
- (8) 子育てについて相談を受けたり、個別面談を実施し保育に活用する。

4 保育の環境

人（ソフト面）、物・場（ハード面）などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことが出来るよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保などに努める。
- (3) 保育室を含むその他の保育環境は、温かな親しみとくつろぎの場となる様に創意工夫ながら、生き生きと活動できる場となるように配慮し、トータル的な保育環境として整える。
- (4) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。
- (5) 以上の留意事項に配慮し、日々の保育及び別紙「令和7年度行事予定表」にそって行事を実施する。

5 給食

子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持・増進に必要な食事を提供するとともに、給食を通じて望ましい生活習慣としつけ、栄養や衛生上の知識を与えるという給食の目的にそうように、全職員の協力のもとに次の諸事項に配慮した給食を実施する。

- (1) 対象年齢に応じた栄養量を確保し、おいしくて変化に富み、しかも子どもの嗜好を考

慮した献立表を作成する。

- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方、はしの持ち方・歯磨き等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、日本の食文化について学ぶ。
- (3) 検食の結果を活用することにより給食内容の改善を図る。また、会議等でクラスの食事の様子を伝える。
- (4) 家庭や地域との連携を図るため、毎日の献立を給食ショーケースに入れて玄関に展示し、家庭の食生活の改善を啓発するとともに、給食を理解してもらうように努める。
- (5) 飛沫がとばないように食事中はおしゃべりをしないように伝える。またテーブルの数を増やし座る場所を工夫し、なるべく間隔を開けるようにする。
- (6) クッキング体験、野菜栽培、芋苗植え、芋堀り、味噌作り等の体験を通して、食や食べ物への関心、感謝の心を育てる。
- (7) アレルギーを持つ園児に対しては、保護者と連絡を密にして除去食及び特別食等の対応を行う。

6 保健衛生

保育環境、設備構造、健康診断、職員の保健衛生に対する取り組み、感染症対策などどの保健衛生に適切に対応するため、保育園と家庭と嘱託医とが連携して次の諸事項に配慮して推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行うほか、嘱託医による歯科検診、定期健康診断及び必要が生じたときには臨時健康診断を行う。
- (2) 年1回職員の健康診断を行うほか、施設長は、職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (3) 保育園内でどんな事故、疾病が発生しやすいかヒヤリハット等を利用し、日頃から検討をし、施設の安全、健康管理面から予想される事故、疾病に対して十分な安全対策を講じておく。
- (4) 子どもの心身の発育上、障害とならない衛生的で快適な環境づくりを目指して保育室、調理室、便所、飲料水の衛生管理を徹底する。
- (5) 事故防止、疾病の予防に迅速に対応できるように安全点検の実施、救急法の受講等による安全対策をすすめる。また、園内で流行している病気を感染症お知らせボードで知らせたり、毎月看護師による『保健だより』保育士による「園だより」『クラスだより』を発行し、保護者との連携をはかる。
- (6) PM2.5や紫外線等大気汚染に対する情報の収集及び対応に努める。
- (7) 感染予防の為、玄関で手指消毒をし体温を測定する。手洗いの後はハンドペーパーを使って拭くようにする。また、遊具や室内の消毒を毎日行う。子ども達のマスクの着用は求めないが、職員は、引き続きマスクの着用を行う。また、保護者にも入室時には、体温の測定やマスクの着用をお願いする。

7 安全対策

子どもの生命の安全を守ることは、当然の責務であると認識する一方、子ども自身が、その成長の過程で危険と安全についての判断力を養い常に危険から自分の身を守っていきける能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるよう採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境確保に努め、行動や生活が安全になされる施設設備の点検を行う。
- (2) 園児の実態や安全面から、屋内の遊具はもちろんのこと、総合遊具やその他の遊具の損耗や破損の有無の点検を安全点検表を作成して行う。
- (3) 専門機関による交通安全教育のほか、園外保育の機会をとらえて実践的な交通安全教育を行う。
- (4) 年度当初に火災発生時の職務分担及び任務を一覧表に掲げるとともに、これを職員周知に徹底する。また、幼年消防クラブを結成し、園児に火の用心の重要性を伝える。
- (5) 年度当初に災害訓練一覧表を作成し、これを励行する。
- (6) 不審者対策として、子どもの安全を図るため非常通報など対応策は全職員に周知徹底し、訓練を行う。
- (7) AED 装置を導入し定期的な講習を実施し、万一の心停止時に対応する。

8 家庭、地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) 子どものための権利（生命）を守るため、児童虐待の早期発見・不審者の発見等、事故防止のため児童相談所、保健福祉センター、警察、地域関係機関との連携を図る。
- (2) 地域に根ざした社会福祉施設としての役割を果たすため、地域の子育て支援メンバーに参加する。
- (3) 夏祭り、運動会、生活発表会など各種行事に地域の方々を招待したり、地域の行事に積極的に参加をし、地域に開かれた保育園をめざす。
- (4) スムーズな小学校生活を過ごすことができるように、該当小学校と連携を図り、年長児は、小学校の訪問見学を体験する。
- (5) 中学校の職場体験、高校生との交流、また特別支援学校の生徒の実習受け入れなどを通して、人と人との繋がりや生命の大切さを学ぶ機会を提供する。

9 職員研修

職員の資質向上を図るため、各種研修会(県内外の研修等)への積極的な参加、園内研修や職員会議を実施し、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重する。言葉使いや対応については特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の方法や内容を適切に説明し伝達するよう努める。
- (3) 子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、職員全員でその解決を図るよう努める。
- (4) 園内研修の中で、各種マニュアルの勉強会や個別検討会を計画的に行う。
- (5) 園外の研修会やオンライン研修に参加する。

10 職員の労働法改正への対応

- (1) 働き方改革で5日以上の有給取得や時間外業務の減少に取り組むため業務の効率化とライフワークバランスを実践できるような職場づくりに努める。
- (2) 育児介護休業法の改正に伴い、男女ともに育児・介護を仕事と両立できるように取り組む。

4 のぞみ保育園

1 運営基本方針

近年、SNS やデジタル機器の普及が進み、情報が手軽に入るようになった一方で、子どものスマホ依存や家庭内でのコミュニケーション不足が問題視されている。また、親同士のつながりが希薄になることで子育て家庭が孤立するケースも少なくない。

この様な中で保育園には、子どもと子育て家庭に寄り添い、身近な相談役としてサポートする役割が一層期待されている。

また、国においては、社会全体で幼児期までの子どもの育ちを支える「はじめの100か月の育ちビジョンの実現」を進めている。

これらの状況を踏まえ、三保育園は地域における子育ての重要な拠点であることを再認識し、更なる専門性の向上に努める。

2 保育の目標

生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育て、温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てることを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努力する。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境のもとに、安らげる雰囲気の中で、子どものさまざまな欲求を適切に満たし、生命の保持および情緒の安定を図り、育ちの保障をする。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康な発達の基盤を培う。
- (3) 人との関わりの中で人に対する愛情や思いやりと信頼感を育み、人権を大切にする心を育てるとともに、社会性や協調性を養い、道徳心の芽生えを培う。
- (4) 主体性を持ちながら遊び、その経験の中から自己肯定感を培っていく。
- (5) 生命、自然や社会の事象などについての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基盤を培う。
- (6) 生活や遊びの中で、言葉への興味や関心を持つように育て、喜んで話しをしたり聞いたりする態度を養い、豊かな言葉を養うため絵本の読み聞かせ等を豊富に行ったりし、言語教育の体験をする。
- (7) 様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

3 保育の方法

保育において、保育士の言動や行動が子どもに大きな影響を与えることに鑑み、保育士の愛情と知性と専門性ある保育技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、次の諸事項に留意しつつ実践するものとする。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握する

とともに、子どもを温かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼感を持って行動できるようにする。

- (2) 子どもの発達について理解を深め、個々の子どもの発達の特性や課題に配慮して保育をし、個々の気持ちを大切にしたい保育活動を実施する。
- (3) 子どもの生活リズムを大切に、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。(自然とのふれあい遊び、体育・かきかた教室)
- (5) それぞれの保護者の状況やその意向を理解受容し、その親子関係や家庭生活等に配慮する。その為に保育内容の充実向上と保護者との連携を図る。そして、保育参観やその他の保護者参加の行事への参加を積極的に呼びかける。
- (6) 「子育ては地域から」の合言葉のもと、種々の行事を通して小・中・高校生との交流や地域の方々との交流も図り、園児の発達に資する触れ合いの体験を取り入れる。
- (7) 地域の親子に園庭や園舎を開放し、伸び伸び遊べる機会を提供したり、子育て支援の機会となるように子育てサークル等との交流も盛んに行う。
- (8) 子育てについて相談を受けたり、個別面談会を実施し保育に活用したり、又保護者向けの子育て講座を計画し、子育て支援を積極的に進める。

4 保育の環境

人（ソフト面）、物・場（ハード面）などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活や活動が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に行動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保に努める。
- (3) 保育環境は、温かな親しみとくつろぎの場となるように創意工夫しながら、生き生きと活動できる場となるように配慮し、トータル的な保育環境として整える
- (4) 保育室については、温かな家庭的雰囲気が感じられるようにクラス毎に創意工夫し、設備や用具も充実させる。
- (5) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

以上の留意事項に配慮し、日々の保育及び別紙「令和6年度行事予定表」にそって行事を実施する。

5 給 食

給食を通して子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持に必要な食事を提供するとともに、これを通じて望ましい食習慣としつけを行い、栄養や衛生上の知識を与えるため、次の諸事項に配慮した給食を実施する。また、食育にも力を入れる。

- (1) 食の安全には万全を期すとともに対象年齢や個人に応じた栄養量を確保し、美味しく変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方、箸の持ち方、歯みがき等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、日本の食文化について学ぶ。
- (3) 食育の観点から、調理作業場面の見学、野菜の栽培を通して等のクッキング保育、配膳や後片付け、清潔保持の習慣、望ましい食事習慣、健全な食生活習慣について関心や興味がわくように工夫しながら指導する。
- (4) 保護者には、日々の献立表の提供、給食サンプルの展示や掲示、試食の機会を提供し食に関する相談に応じながら家庭との連携に努める。
- (5) 食・食物に関心を持ち、田植えや稲刈・芋掘り・野菜栽培などの自然体験を通して命の育みを学び、作る人への感謝の気持ちを育てる。
- (6) 地域の特性を生かし、散歩等を通して商店街（食品・商品）に興味や関心を持ち、食べることに意欲を持たせる保育に繋げる。
- (7) アレルギーを持つ園児については、保護者との連携を密にして、除去食及び特別食等の対応を行う。

6 保健衛生

保育所における保健・衛生の管理は、特に抵抗力の弱い乳幼児が対象であるため細心の注意が必要である。従って、保育所の環境・設備構造・健康診断職員の保健衛生に対する衛生教育・その他あらゆる面から総合的に対策を講じる必要があるため、保育所・家庭・嘱託医の三者の緊密な連携のもとに次の事項に配慮しながら推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月 1 回身体測定を行う。また嘱託医による定期健康診断を歯科 1 回、内科 2 回実施し、保護者にその結果報告をする。
- (2) 途中入園者については、適切な時期に嘱託医師による検診を依頼し、その状態を把握する。
- (3) 年 1 回職員の定期健康診断を県総合保健センターにおいて実施するほか、施設長は職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (4) 保育園で起こることが予想される事故・疾病等について日頃から検討を加え「保健だより」を発行し、施設の安全管理及び健康管理面から十分な対策を講じておく。また「保健計画」を作成し予防に努める。
- (5) 子どもの心身の発育上障害とならないよう、衛生的で快適な環境づくりをめざして、

保育室、調理室、トイレ、飲料水の衛生管理の徹底を期するほか、有害昆虫等の発生防止と駆除に努める。

(6) PM2.5 や紫外線等大気汚染に対する情報の収集及び対応に努める。

(7) フッ素洗口塗布についても歯科医や保健師との連携で推進する。

7 安全対策

入園している子どもの生命の安全を守るとは当然の責務であるが、子どもが自己の成長と発達の過程で危険と安全についての判断力を養い、常に危険から自分の身を守っていく能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため次の諸事項に配慮した運営に努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるような採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境整備に努め、行動や生活が安全になされる施設整備の点検を行う。
- (2) 屋内の遊具は勿論、園庭の総合遊具、砂場など損耗の有無の点検を定期的に行う。
- (3) 東警察署より園児への交通安全実施指導を行うほか、園外保育の機会をとらえて交通安全教育を行う。
- (4) 不審者対策として、子どもの安全を図るため警察への非常通報や電気錠などについてのセキュリティ対応は全職員に周知徹底を行う。
- (5) 年度当初に災害発生時の職務分担表・連絡網を作成し、職員に配布し対応
- (6) 処する。なお、毎月必ず火災・地震等の災害に備えての避難訓練を実施
- (7) し、命を守ることに直結する実際的な訓練を行う。
- (8) 救急法等の緊急時に備える研修を、積極的に取り入れ、職員の知識や技術の向上に努める。
- (9) AED 装置を導入し定期的な講習を実施し、万一の心停止時に対応する。

8 家庭・地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) よりよい子どもの養育の為、家庭との連携を密にし、子育ての不安や悩みに対して、十分な対応を図るため、相談・援助体制を強化する。また、地域の子育て中の保護者に対して子育て講座の開催・子育て相談を実施する。
- (2) 情報は、連絡ボードを設置し、日々の各クラスの状況、感染情報を発信する。
- (3) 従来からの広報誌「園だより」「クラス便り」「献立表・給食便り」「保健だより」等も分かり易い内容での発信をする。
- (4) 地域との連携では、従来通り地域の自治会、老人会、民生委員会、地元商店街、各関係機関、小・中学校、校区の子育てネットワーク活動を通じ更なる連携を図る。
- (5) 園行事に参加される保護者や地域住民の安全確保に留意するとともに、保険加入等のリスクマネジメントにも努める。

9 職員研修

園全体また職員一人一人の資質向上を図るため、キャリアアップを含め、各種研修会への積極的な参加を行う。園内研修や職員会議を実施し、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重する。言葉づかいや対応については特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の方法や内容を適切に説明し伝達するよう努める。
- (3) 子ども等の個人情報適切に扱うとともに、保護者の苦情などに対し、職員全員でその解決を図るよう努める。

10 職員の労働法改正への対応

- (1) 国の「働き方改革」に伴い、年5日以上の有給休暇取得や時間外業務の減少に取り組むため、ICTを積極的に活用し、業務の効率化とワークライフバランスを実践できるような職場づくりに努める。
また、正規職員・常勤職員・非常勤職員それぞれの役割を果たし、今まで以上のチームワークを図り、明るい職場づくりに努める。

5 報徳保育園

1 運営基本方針

近年、SNS やデジタル機器の普及が進み、情報が手軽に入るようになった一方で、子どものスマホ依存や家庭内でのコミュニケーション不足が問題視されている。また、親同士のつながりが希薄になることで子育て家庭が孤立するケースも少なくない。

この様な中で保育園には、子どもと子育て家庭に寄り添い、身近な相談役としてサポートする役割が一層期待されている。

また、国においては、社会全体で幼児期までの子どもの育ちを支える「はじめの100か月の育ちビジョンの実現」を進めている。

これらの状況を踏まえ、三保育園は地域における子育ての重要な拠点であることを再認識し、更なる専門性の向上に努める。

2 保育の目標

生き生きとした行動力・自主性をもった子どもを育て、温かな人間関係をつくれる愛情豊かな子どもを育てることを保育目標に掲げ、次の諸事項の実現に努める。

- (1) 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3) 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。(特に高齢者との関わりを重視する)
- (4) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- (6) 恵まれた環境の中で自然の不思議さを体験しながら、豊かな感性や創造性の芽生えを培う。
- (7) 地域など外部で実施される絵画等の出展に参加し、園児たちの自信につなげる

3 保育の方法

保育において、保育士の言動が子どもに大きな影響を与えることに鑑み、保育士の愛情と知性と技術とが個々の子どもに向けられるよう配慮し、次の諸事項に留意しつつ実践する。

- (1) 個々の子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握する

とともに、子どもを暖かく受容し、適切な保護と支援を行い、子どもが安心感と信頼を持って行動できるようにする。

- (2) 子どもの発達について理解を深め、一人ひとり子どもの発達の特性や課題に配慮して保育する。
- (3) 子どもの生活のリズムを大切にし、自己活動を重視しながら、生活の流れを安定させ、調和のとれたものにする。
- (4) 子どもが自発的、意欲的に関わるような環境を構成することや子どもの主体的な活動を大切にすることに努め、乳幼児期にふさわしい体験が得られるような遊びを通して総合的に保育を行う。
- (5) 個々の子どもの活動を大切にしながら、子ども相互の集団活動を効果あるものにするように援助する。
- (6) 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮するため、保護者との情報交換と連携を図る。
- (7) 子育ての悩みや不安について電話相談や面接相談を実施し家庭での子育て支援を図る。
- (8) 専門講師（外部）による硬筆・体操・科学実験教室を通して、集中力、体力、好奇心の向上を図る。
- (9) 人権啓発事業となる「ねえねえ先生」、に園児の作品も応募し、人権の大切さを保護者とともに学ぶ。

4 保育の環境

人(ソフト面)、物・場(ハード面)などの環境が相互に関連しあい、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意する。

- (1) 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮する。
- (2) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的環境や安全の確保などに努める。
- (3) 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- (4) 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わるができる環境を整える。

以上の留意事項に配慮しながら、日々の保育及び別紙「令和7年度行事予定表」に沿って行事を実施する。

5 給 食

子どもの心身の成長発育を促し、健康の保持・増進に必要な食事を供給するとともに、給食を通じて望ましい生活習慣と栄養や衛生上の知識を与えるという給食の目的に沿うように、全職員の協力連携のもとに次の諸事項に配慮した給食を実施する。

- (1) 安心で安全な食材を使い、対象年齢に応じた栄養量を確保し、おいしくて変化に富み、しかも子どもの嗜好を考慮した献立表を作成する。
- (2) 給食が保育の重要な内容であることを認識し、給食室と保育室との連携により、清潔保持の習慣、正しい食べ方・はしの持ち方・歯磨き等の望ましい食事指導を行い、健全な食生活習慣を育成し、郷土の食文化について学ぶ。
- (3) 園児のアンケートを参考に行事食等の工夫を行い食事のたのしさや食の大切さを学ぶ。
- (4) 検食の結果を活用することにより給食内容の改善を図る。また、職員会議等でクラスの食事状況を共有し改善に努める。
- (5) 家庭や地域との連携を図るため、毎日の献立を給食ショーケースに入れて玄関に置き、家庭の食生活の改善を啓発するとともに、給食を理解してもらうように努める。
- (6) 1歳児からのクッキング教室、たけのこほり、芋ほり等の体験を通して食べものへの関心、食事の楽しさ、作る人への感謝の心を育てる。
- (7) 食事中の姿勢、食事道具・食器の正しい使い方を学びみんなで食べる楽しさを体験するため、好評であった年長・年中のテーブルマナーを今年度も実施する。
- (8) アレルギーを持つ園児に対しては、保護者と連絡を密にし、除去食及びおやつをふくめた特別食等の対応と工夫を行う。

6 保健衛生

子どもの心身の健全な育成が保障されるよう、保育環境、設備構造、健康診断、職員の保健衛生に対する取り組み、感染症対策などの保健衛生に対処するため、保育園と家庭と嘱託医とが連携して次の諸事項に配慮して推進する。

- (1) 子どもの身体的成長過程を把握するため月1回身体測定を行うほか、嘱託医による定期健康診断及び必要が生じたときには臨時健康診断を行う。
- (2) 年1回職員の健康診断を行うほか、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して施設長は、成人予防等職員の健康管理について必要な助言を行う。
- (3) 保育園内でどんな事故、疾病が発生しやすいか日頃から検討を加え、施設の安全及び健康管理面から予想される事故、疾病に対して十分な安全対策を講じておく。
- (4) 子どもの心身の発育上、障害とならない衛生的で快適な環境づくりを目指して保育室調理室、便所、飲料水の衛生管理を徹底し、有害昆虫等の発生防止と駆除に努める。
- (5) 事故防止、疾病の予防に迅速に対応できるように安全点検を施し、園内で発生した感染症については、ゆめ・ドリーム（一斉送信アプリ）やクラスだよりにより保護者との連携しながら感染予防を行う。

7 安全対策

子どもの生命の安全を守ることは、当然の責務であると認識する一方、子ども自身が、その成長の過程で危険と安全についての判断力を養い常に危険から自分の身を守る能力を身につけていくよう、安全管理と安全教育を推進するため、次の諸事項に配慮した運営に

努める。

- (1) 常に健康で安全な生活が営まれるような採光、色彩、換気、通風、温度、湿度、防音等の環境設備に努め、行動や生活が安全になされる施設設備の点検を行う。
- (2) 園児の実態や安全面から、屋内の遊具はもちろんのこと、園庭の遊具、砂場などの損耗や破損の有無の点検を励行する。点検には、安全点検表を作成して行う。なお、大型遊具に関しては、業者よりの点検を半年に一回実施する。
- (3) 専門機関による交通安全教育のほか、園外保育の機会をとらえて実地的な交通安全教育を行う。
- (4) 火災・自然災害発生時の職務分担及び任務を一覧表に掲げるとともに、これを職員に徹底する。また、幼年消防クラブを編成し、防災意識を高める。
- (5) 年間災害訓練一覧表を作成し、これを励行する。また、不審者対策としてさすまた操作、警察のへの通報訓練を実施する。
- (6) AED 取扱いについて、外部講師を招き定期的に講習会を実施し、万一の状況でも全職員が対応できるように努める。
- (7) 「自分の身は自分で守る」という危機回避の心がけを学ぶために、保安業者による「安心・安全教室」を開催する。

8 家庭、地域との連携

地域に根ざした保育園をめざすために次のことを実施する。

- (1) 子どもの権利（生命）を守るため、児童虐待の早期発見・不審者の発見等、事故防止のため児童相談所、児童養護施設、保健福祉センター、警察、地域関係機関との連携を図る。(特に要保護児童の在園もあるため、保健福祉センター等との連携を密にする。
DVによる保護者の被害等の観察についても怠らないようにする。
- (2) 自治会、民生委員・児童委員、敬老人会等と交流を持って、地域の方々と連携した地域交流事業へ積極的に参加する。
- (3) 運動会への招待、町内の夏祭りや文化祭、新年祭等への積極的な参加、敬老会会員の誕生会への招待、七夕飾りへの招待を通じて、地域に開かれた保育園をめざす。
- (4) スムーズな小学校生活を過ごすことができるように、該当小学校と連携を図り、年長児は、小学校の訪問見学を経験する。
- (5) 小学・中学・高校の職場体験等を受け入れ、人と人との繋がりや生命の大切さを学ぶ機会等を提供するとともに、保育士養成校の実習生を積極的に受入れ、人材育成に努める。
- (6) 保育園の活動を地域の方たちに理解してもらうために、地域のコミュニティーセンター、銀行、電車の待合室に保育園の新聞を掲示しいただき、地域へ情報公開を実施しながら、子育て支援の啓発を行う。

9 職員研修

職員の資質向上を図るため、部外研修への積極的な参加や部内においても職員会議の機会や個別に研修の機会を設け、次の事項に留意しながら保育所の社会的責任を果たす。

また、ICT システム（ゆめ・ドリーム）を円滑に進めるための研修を随時行う。

- (1) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重する。言動に対しては特に注意を促す。
- (2) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育内容を適切に説明することができるよう、職員の意思の疎通を図る。
- (3) 子どもの個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対して職員全員でその解決を図るように努める。
- (4) キャリアパス構築のため研修受講計画をもとに、それぞれの質の向上をはかる。

10 職員の労働法改正への対応

- (1) 有給休暇（半日・時間休含む）の効率的な取得や時間外業務の減少に取り組むため、業務の効率化とライフワークバランスを実践できるような職場づくりに努める。
- (2) 同一労働・同一賃金の対応の為、職務内容の適確な実施を行い、これまで以上のチームワークを図り明るい職場づくりに努める。

以上の留意点に考慮するため、毎週 1 回の職員会議、月 2 回のケース会議及び適宜職員研修会実施し、職員の意志統一制を図り、資質の向上を図る。

11 全面増改築の建築計画の策定

建築委員会での調査、検討内容を踏まえ施設整備補助申請の準備を進める。

6 熊本授産場

1 基本方針

令和7年度は、障がい者の工賃向上、地域での豊かなくらしの実現に向けて、地域社会との交流を促進し、生き生きと自分らしく暮らせる地域共生社会の実現の取り組みを社会全体に発信することで、福祉への理解を促し、福祉の仕事へのやりがいや魅力を伝えるとともに、職員が専門性を活かして活躍し、やりがいを持って働き続けられる職場環境を構築していく。

社会事業授産施設として生産活動を通じてスキルを磨き、自立支援に繋げ、社会的な役割を果たすことで、自己肯定感を高め、社会的孤立感を軽減できるように取り組んでいく。

また、関係自治体や相談支援事業者等との連携の強化に努め、施設利用者のニーズの動向を確認しつつ、同法人内のワークショップ熊本とも引き続き様々な角度から連携を図る。

更に、本年度も、利用者本位の視点に立ち、利用者個々に適した自立及び就労の形態を提供できるように、支援体制の充実を図るとともに、様々な情報を、正確かつ迅速に提供できるように努める。また、工賃体系の見直しを始めとして、営業活動、受注内容、生産体制、作業環境等の再確認及び見直しを行い、工賃向上に努めてこれまでの、受注、生産のあり方を再構築する。

また、一層地域に根ざし、開かれた施設を目指し、様々な機会を通して地域との交流及び、地域への施設機能の還元をさまざまな状況の中できる方法を探しながら進め、魅力ある施設づくりを目指し利用者確保に努める。

2 施設利用者への支援

施設利用者個々の特性、性格、作業能力、興味のあること及びその家庭環境等を、総合的かつ個別、的確に把握し、利用者本人及び家族の要望、意見、苦情等を、個別面接、希望者に対する家庭訪問、アンケート等を通して十分に聞きながら、一人一人に適した個別支援計画の作成及び実行を行う。

更に、定期的にそれらの内容及び本人の状態を、日々の観察、職員会議、利用者支援会議等において、変化する利用者ニーズに対応し、適切な支援を行い、本人が有する既存能力の向上及び潜在能力の開発に努める。生活自己点検票を利用しながら利用者各人が自主的に行えるように支援していく。将来に向け少しでも自立できるような支援を行いさまざまな情報を発信していく。

今年度はミニ夏祭り、季節の行事、施設利用者・家族も含めたミニ文化祭（趣味、興味があり取り組んでいるものの発表等）春季秋季レクリエーション、講演会等利用者の声を聞きながら利用者が楽しめる行事を行えるように工夫し、ワークショップ熊本とも合同で行い利用者同士の交流、地域との交流の場ともなるよう努める。

3 作業材料の確保及び生産

障害者優先調達推進法を視野に入れ、この法律を更に有効に活用できるように関係機関と連携を図り、下記のことに取り組む。

縫製部門、製図トレス部門及び下請け部門ともに、既存作業の更なる検討をはじめ、施設利用者が主体的に取り組める、付加価値が高く、安定した量の確保ができる作業の確保とともに、正確かつ効率的な生産体制の確立に努めながら、様々な面でコスト意識を持ち、コストの削減を図る。洗濯業務、施設外での作業、掃除業務に取り組んで行き工賃にアップにつなげる。

そのうえで、縫製部門においては、現在の人員にあった効率的に動ける配置と、限られた人員で如何に生産性を上げていくかを検討し、既存の作業と現利用者で取り組める、新しい作業、製品の開拓を更に進める。小物作りをすることで利用者のやる気や技術力の向上に努め、ウェルパル以外の商品委託販売先の拡大にも努める。

製図部門においては、作業内容を見直し利用者の能力に応じた作業内容の変更、今ある技術力が活かせる新たな作業の開拓を行い、利用者が参加できる業務内容またはこれまでと違った新しい作業内容への転換も引き続き検討する。

下請け作業部門においては、既存の主力作業と別に、みんなで取り組める、もしくはグループ分けでの作業も考え、施設内の作業だけでなく施設外の作業も取組み利用者のやる気、自信につなげていきたい。また、少しでも付加価値の高い新規の作業開拓に下請け以外の作業への取組みにも検討し売上げ、工賃アップを考えていく。

以上のことを進めるにあたり、常に職員各自が問題意識を持ち、インターネットや企業への訪問等を活用して、消費者ニーズの動向や市場の動き、様々な情報やデータの収集、分析及び有効なPR等を行う。また、必要に応じて、他施設、一般企業、各分野の専門家等との協力、連携を引き続きはかり、安定した作業確保に努める。

生産においては、施設利用者各自の能力、特性を十分に生かせる部門への配置及び作業工程の効率化、有効な機器の導入、活用、作業環境の整備等を行いつつ、利用者の作業への積極的な取り組みの支援に努めるとともに、品質管理、コスト意識を持った効率的な生産を行う。また、ボランティアとの連携も進める。

以上のことを計画的かつ積極的に進め、施設利用者の更なる総合的な処遇向上に努める。

4 障がい者虐待防止

障がい者虐待防止の更なる推進ため、法人本部と連携し、虐待防止委員会等の設置、研修会等を行い、次の事に努める。

- (1) 障がい者の人権に関する教育を行う。
- (2) 職員の指導体制を整備することで、障がい者施設における虐待や不適切な行為を未然に防止する。

- (3) 不適切な行為を防止するためにチェックリストや記録の活用を行う。
- (4) アンケートを実施することで、虐待や不適切な行為の発生状況を把握する。
- (5) 虐待や不適切な行為が発生した場合は、速やかに通報する。
- (6) 年1回以上の研修をおこなう。

5 健康、衛生管理・安全管理

明るく健康で、活気ある施設環境を目標に、次の事に努める。

- (1) 施設利用者の健康管理については、定期健康診断及び家庭との連絡を密にし各自の施設における健康面の支援、アドバイスを適時行うとともに、不測の事態には、協力医等と連携を図り適切に対応する。
- (2) 安全管理については、各種機械、工具及び火気器具の正しい取り扱い方の指導、訓練を適切に行うとともに、ヒヤリ・ハットの記録をもとに様々なリスクに対して未然に防ぎ、適切に対応できる体制作りに努める。
- (3) 消防計画書に基づき、適時防災訓練を行うとともに、消火器等の取り扱い方の指導も行い、防火・防災に対する意識の徹底に努めるとともに、関係機関を招いての研修会を行う。
- (4) 消防局主催の防火セミナー、消防関係の研修会等への職員の派遣を積極的に行う。
- (5) 感染症や災害への対応については法人本部と連携し、強化に努める。

6 施設機能の充実及び職員の資質向上

変化する社会及び福祉制度のなかで、個別、多様化する福祉ニーズへの対応として、施設機能（様々な情報発信及び相談援助等）の充実を図り、活気があり魅力ある施設を目指す。施設の自己評価を行い更なる施設機能の充実に努める。

法人内外の福祉関連はもとより、時流を把握するための研修会に職員を参加させる。また、利用者の支援向上に関連する、様々なジャンルの施設内自主学習会を適時実施するとともに、引き続き、各種福祉関連資格の取得に努める。

苦情解決システムの充実、虐待、身体拘束防止や個人情報の保護、感染症対策などの内部研修会及び専門の外部講師を招いての研修会を適時行う。

以上により、職員の更なる資質の向上に努める。

7 地域との交流及び地域への施設機能の還元

地域に根ざし、開かれた施設をモットーに次の事を行う。

- (1) 各種学校、民生児童委員、団体等の施設見学及び実習の積極的な受け入れ。
- (2) セルプセンター等が主催する各種バザール、イベント、商談会等への参加による、地域との交流、施設PR。
- (3) 県が取り組む工賃向上推進事業への積極的参加。

- (4) 当法人が行う地域交流事業への積極的な参加。
- (5) 施設周辺地域での道路清掃及び除草作業。
- (6) 施設校区での行事に積極的に参加。

7 ワークショップ熊本

1 基本方針

障害福祉サービス等報酬改定が策定、施行され、平均工賃月額に応じた報酬体系と利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する方式が継続され、引き続き高工賃方式に取り組みます。また、グループホームに地域連携推進会議、入所で生活するすべての利用者を対象に地域移行の本人意思確認、移行に向けた体験や社会参加、さらに、就労選択支援の創設など多様化するニーズへの対応等が求められています。

このように障害福祉サービスが変動するなか、常に利用者に寄り添い、就労と工賃向上、地域共生社会を目指し、利用者のより良い障害福祉への向上を図ります。

このため目標工賃達成指導員を配置し、施設外就労も含めた作業の開拓、改善、支援体制の確立を目指し、総合的な処遇向上に努めます。

利用者本位の視点に立ち、利用者一人ひとりの自立支援及び就労の形態を提供できるように、ニーズに対応する職員の資質向上、支援体制の充実、さらに、営業活動、生産体制、作業環境等の改善を図ります。

また、地域に開かれた施設を目指し、様々な機会を通して地域との交流及び地域への施設機能の還元を進めます。さらに、虐待防止措置、身体拘束等の適正化の推進・研修、感染症・自然災害の業務継続計画（BCP）にも取り組みます。

一方、熊本市・県等の行政機関、団体や相談支援事業者、支援学校等とも更なる連携強化を図ります。特に学校については、研究発表会、見学会、職場体験等を通じて、教育現場と施設との交流を深め、利用者確保に取り組みます。熊本授産場とも引き続き、様々な視点で連携を図ることにより、同法人の隣接する施設のメリットを最大限に発揮できるように努めます。

2 施設利用者への支援

施設利用者個々の特性、性格、作業能力及びその家庭環境等を総合的かつ個別に把握し、利用者本人及び家族の要望等を充分に聞きながら共有し、各自一人一人に適した個別支援計画を作成します。

定期的にそれらの内容及び本人の状態を日々の観察、連絡ノート、職員会議・利用者支援会議等、さらに相談支援員の情報をもとに、総合的に確認する支援体制を確立し、本人の能力の向上及び潜在能力の開発に努めます。また、施設見学及びレクリエーション等の施設外活動や施設利用者、家族も含めたミニ文化祭等を熊本授産場と合同で行います。

3 作業材料の確保及び生産

優先調達推進法、関係機関と連携を図り、タオルの縫製、販売、箱の組み立て、オリジナルくまモンタオルの製作、販売等に取り組みます。さらに、清掃作業、クリーニング業務等付加価値の高い新規の作業開拓に引き続き努めます。

以上のことを進めるにあたり、常に職員各自が問題意識を持ち、インターネットを活用して、消費者ニーズや市場の動き、様々な情報収集等を行い、安定した作業確保に努めます。

生産においては、施設利用者各自の能力、特性を十分に生かせる部門への配置及び作業工程の効率化を行い、利用者の作業への支援に努めるとともに、高品質を持った生産に取り組みます。また、ボランティアとの連携も視野に入れ進めます。

以上のことを計画的かつ積極的に進め、施設利用者の更なる処遇向上に努めます。

4 障がい者虐待防止

障がい者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進のため法人本部と連携し、虐待防止委員会等の開催、研修会等を行います。また、職員チェックリストにより虐待、不適正な行為の防止に努めます。さらに、成年後見人制度の周知を図ります。

5 健康、衛生管理・安全管理

明るく健康で、活気ある施設環境を目標に、次の事に努めます。

- (1) 利用者の健康管理は、定期健康診断及び施設での健康チェックや家庭との連絡を密にし、特に感染症の防止等の支援とともに、関係機関等と連携を図ります。
- (2) 安全管理については、各種機械、工具等、火気器具の正しい取り扱い方の指導、訓練を行い、適切に対応できる体制作りに努めます。
- (3) 消防計画書・避難確保計画に基づき、適時防災訓練を行うとともに、防火防災、感染症に対する意識の徹底に努めるとともに、研修会等に参加します。
- (4) 感染症や災害への対応については法人本部と連携して取り組みます。

6 施設機能の充実及び職員の資質向上

多様化する福祉ニーズへの対応として、施設機能の充実を図り、活気と魅力ある施設を目指し、利用者の支援向上に関連する各種福祉関連資格の取得に努めます。さらに苦

情解決システムの充実、虐待、身体拘束防止や個人情報保護、防災予防、感染症対策などの研修により、職員の資質の向上に取り組めます。

7 地域との交流及び地域への施設機能の還元

地域に根ざし、開かれた施設をモットーに次の事を行います。

- (1) 各種学校、民生児童委員、団体等の施設見学及び実習生の積極的な受け入れ
- (2) セルフセンター等が主催する各種商談会等への参加による地域との交流、施設PR
- (3) 県が取り組む工賃向上推進事業への積極的参加
- (4) 当法人が行う地域交流事業、施設周辺の清掃作業

令和7年度
事務局及び各施設の主要事業計画案(4月～9月)[illegible]

令和7年度 事務局及び各施設の主要事業計画案（10月～3月）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局	・役員会		・就業規則審議会 ・年末調整	・協会新年会 ・親和会総会 ・内部総理監査	・役員会（補正予算等）	・役員会（補正予算・当初予算等）
熊本乳児院	・院内消毒 ・ケアワーカー部会研修会 ・全国乳児院協議会施設長研修大会	・七五三 ・熊本県乳児部会 ・講演会 ・みかん祭り ・事務担当者部会秋季研修会 ・ケアワーカー部会秋季研修会	・クリスマス会 ・年末慰問 ・家庭支援専門相談員 見相打合せ ・もちつき	・切指	・節分 ・給食担当者部会研修会 ・九州乳児院施設長大会 ・講演会 ・職員健康診断	・ひな祭り ・家庭支援専門相談員 見相打合せ
双葉保育園	・運動会 ・園児内科健康診断 ・卒園（年中・年長）	・保育参観 ・防災センター見学（年長） ・社会見学（勤労感謝）	・生活発表会 ・もちつき ・みそつくり（年長）	・交通安全教室 ・プログラミング教室（年中・年長） ・新幹線【車両基地】見学（年長）	・節分、豆まき ・卒園記念写真撮影 ・小学校見学	・ひな祭り ・お別れ遠足 ・卒園式、茶話会 ・幼年消防クラブ終了式 ・お別れ会食事会 ・新入園児保育説明会
のぞみ保育園	・運動会 ・卒園（年少） ・ハロウィン ・稲刈り体験（年長児）	・七五三 ・消防署訪問 ・健康診断（内科） ・雑草の森散策 ・もちつき会	・クリスマス会の集い ・発表会 ・クリスマススキヤード制作（年長児）	・人形劇鑑賞会 ・個別面談会 ・かきぞめ教室（年中・年長児） ・なわとび大会（年中・年長児）	・節分豆まき会 ・アイスクリーム教室（年長児） ・ロケットキャッチャー体験（年長児） ・小学校交流会（年長児）	・ひなまつりのつどい ・テューブルマナー体験 ・お別れ会遠足 ・新入園児説明会／オリエンテーション ・幼年消防クラブ解散式（年長児） ・卒園式 ・新年度保育説明会／保護者会総会
報徳保育園	・報徳だけの運動会（12日）1歳以上 ・園児内科健康診断（21日） ・人形劇鑑賞 ・さつま芋畑（ふじ・すみれ・ゆり） ・クッキング教室（ふじ・すみれ・ゆり）	・県下保育所一斉SDGsの日（4日） ・社会見学・勤労感謝（17日から21日） ・クッキング（ふじ・すみれ・ゆり）	・クリスマス発表会（21日）1歳以上児 ・誕生会	・地域の新年祭（8日） ・記念撮影（卒園児）	・節分、豆まき（3日） ・幼年消防クラブ終了式 ・池田小学校授業体験 ・安心・安全教室 ・AED講習会（全職員） ・さすまた操作（全職員）	・ひな祭り（3） ・テューブルマナー・お別れ遠足（4日） ・町内文化祭作品展示参加 ・お別れ会 ・卒園式第1ハーサル ・卒園式（21日） ・新年度保育説明会（21日） ・新クラス説明会（21日） ・新入園児保育説明会（21日） ・棚卸し
熊本授産場	・秋祭レクリエーション ・職員健康診断 ・施設利用者秋祭レクリエーション等展示・商談会（熊本県庁） ・ほっとはあーとマーケット	・九州社会就労（セルブ）研究大会 ・ミニ文化祭	・仕事納め（大掃除・上映会） ・県社会就労センター協議会施設長会 と和の館がいそ施設協議会との合同研修会	・仕事始め ・鏡開き ・年度は半期受注及び利用者支援打合せ・反省会 ・暖かい、若福祉施設販売会（ゆめタウンはません） ・共同事業委員会 ・熊本県社会就労センター協議会 正副会長・幹事並びにセルブ正副 委員会会議 ・消防点検	・全国社会就労センター長研修会 ・暖かい、若福祉施設販売会（ゆめタウンはません） ・節分、豆まき ・熊本県社会就労センター協議会 正副会長・幹事並びにセルブ正副 委員会会議 ・消防点検	・市施設連合会施設長職員研修会 ・県授産施設協議会施設長会議 ・県社会就労センター協議会施設長会議 ・共同事業委員会
ワークショップ熊本	・年度4半期受注及び利用者支援 打合せ・反省会 ・施設利用者秋祭レクリエーション ・全国就労センター専門研修会 ・九州地区知の障害者関係施設設 研究大会 ・ハロウィンバーディ	・県知の障害者施設協議会職員研修会 ・九州授産施設（セルブ）研究 大会 ・九州地区知の障害者関係施設設 職員研修会 ・県知の障害者施設協議会支援フォーラム ・ミニ文化祭	・仕事納め（大掃除） ・クリスマス会 ・県授産施設協議会施設長会議 ・県知の障害者施設協議会施設長 会議	・仕事始め ・年度4半期受注及び利用者支援 打合せ・反省会 ・市知の障害者施設（ブロック）長 会議 ・県知の障害者施設協議会施設長会議 ・工賃向上支援研修会	・節分 ・個別支援計画アセスメント会議 ・全国障害者協議会 ・全国就労センター長研修会 ・全国社会就労センター協議会 ・県社会就労センター協議会研修会	・市施設連合会施設長職員研修会 ・県授産施設協議会施設長会議 ・県知の障害者施設協議会職員 ・県知の協同センター施設長会議 ・県社会就労センター施設長会議